

総合療育センター再整備事業

保健福祉局障害福祉部障害福祉課

事業の概要

◆事業名

総合療育センター再整備事業

◆事業箇所

小倉南区春ヶ丘10番

◆事業目的

総合療育センターは、昭和53年の開設以来、本市の障害児(者)の療育及び医療の中核施設として、障害児の早期発見・早期支援、障害の程度に応じた療育訓練、相談体制の充実など様々な取り組みを行ってきたが、近年、施設の老朽化・狭隘化が進み、障害児(者)の医療・福祉ニーズの多様化や拡大化に十分に対応できていないため、施設の再整備を行うもの。

◆事業期間

平成25年度～平成33年度

◆概算事業費

9,589百万円

内訳：建設工事費

7,140百万円

医療機器備品・情報システム等経費

2,449百万円

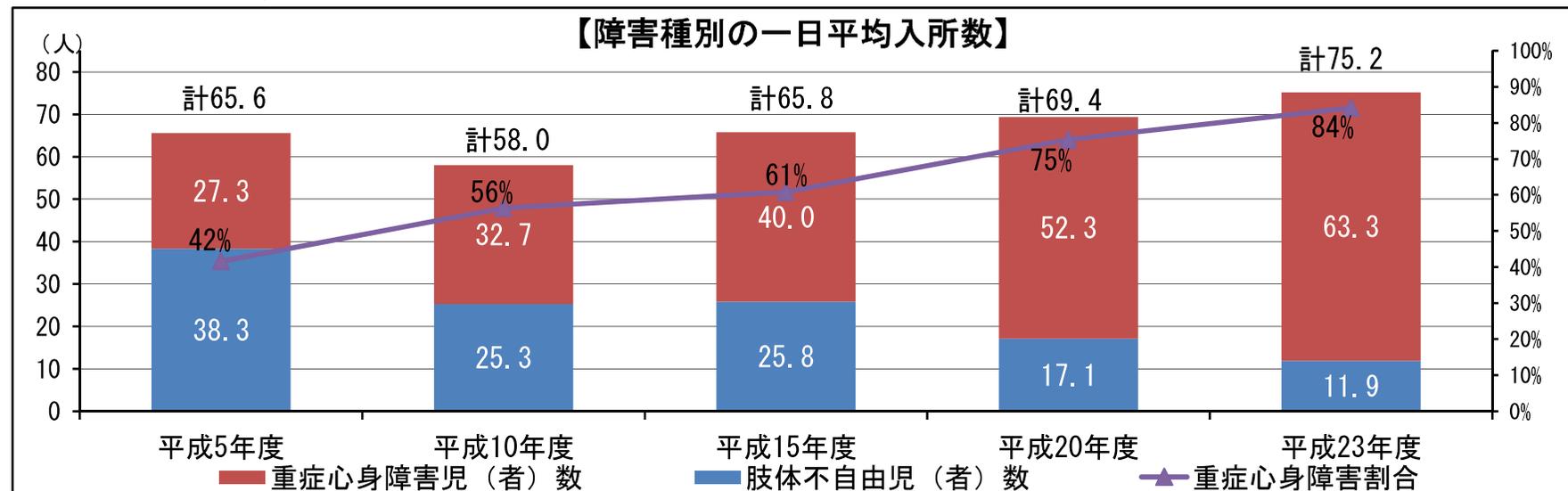
事業実施の背景①

1 最近の社会情勢

近年、重症心身障害児（者）や発達障害児（者）の増加、在宅障害者の介護者の高齢化など、障害児（者）を取り巻く環境の変化に伴い、障害児（者）の医療・福祉に対するニーズは多様化、拡大化しているが、センターの老朽化・狭隘化が進み、十分に対応できない状況となっている。

(ア) 重症心身障害児（者）の増加

- ・総合療育センターの入所者における重症心身障害児（者）の割合は、平成5年度の42%から平成23年度の84%と倍増している。
- ・新生児医療や救命救急医療、医療的なケアの進歩により、これまで救えなかった命を救えるようになり、高度の医療的ケアを必要とする小児が増加していると言われている。



事業実施の背景②

(イ) 発達障害児（者）の増加

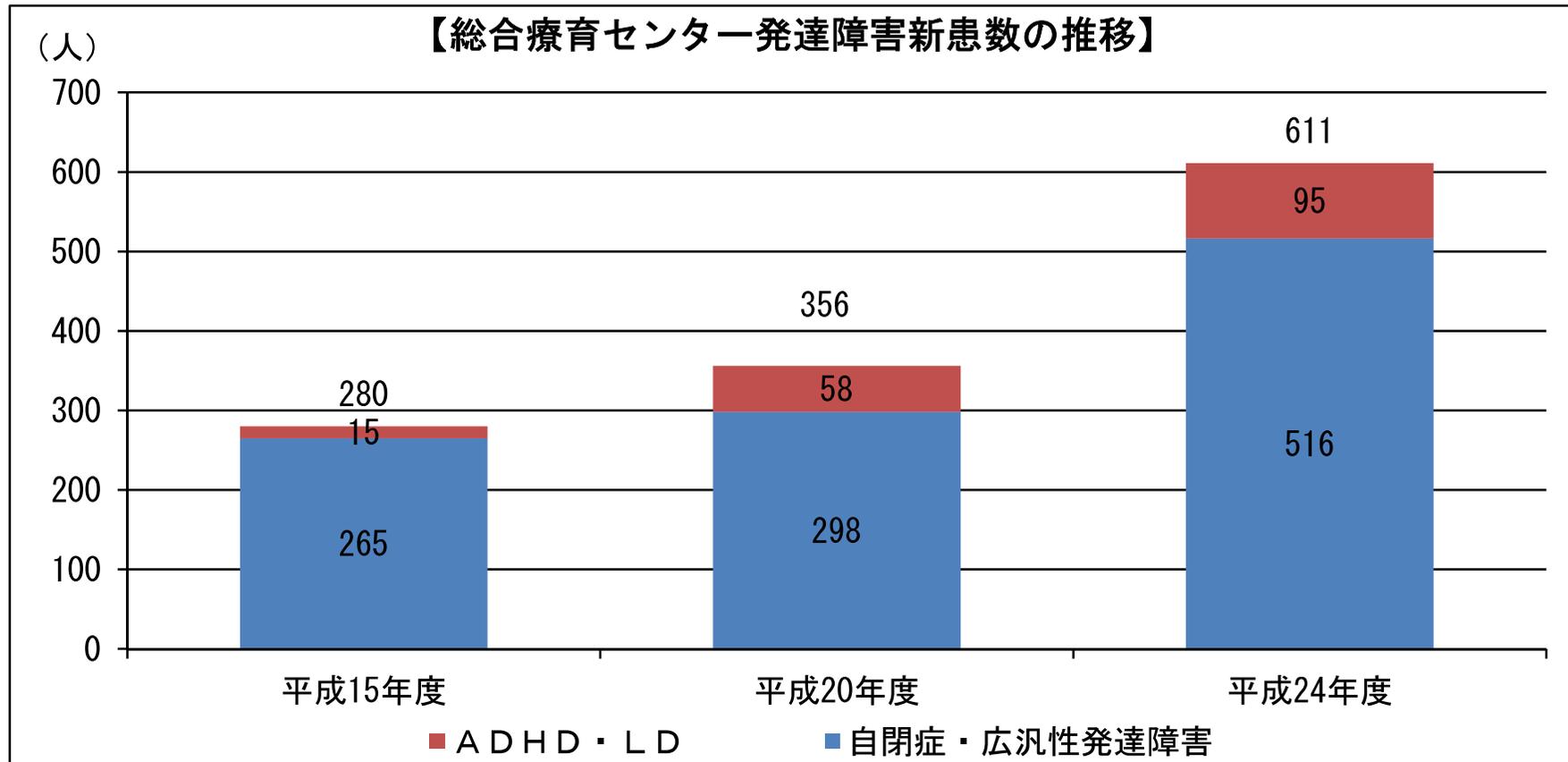
総合療育センターにおいて発達障害に係る新患数が増加している。

○自閉症・広汎性発達障害

平成15年度265件 ⇒ 平成24年度516件

○注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）

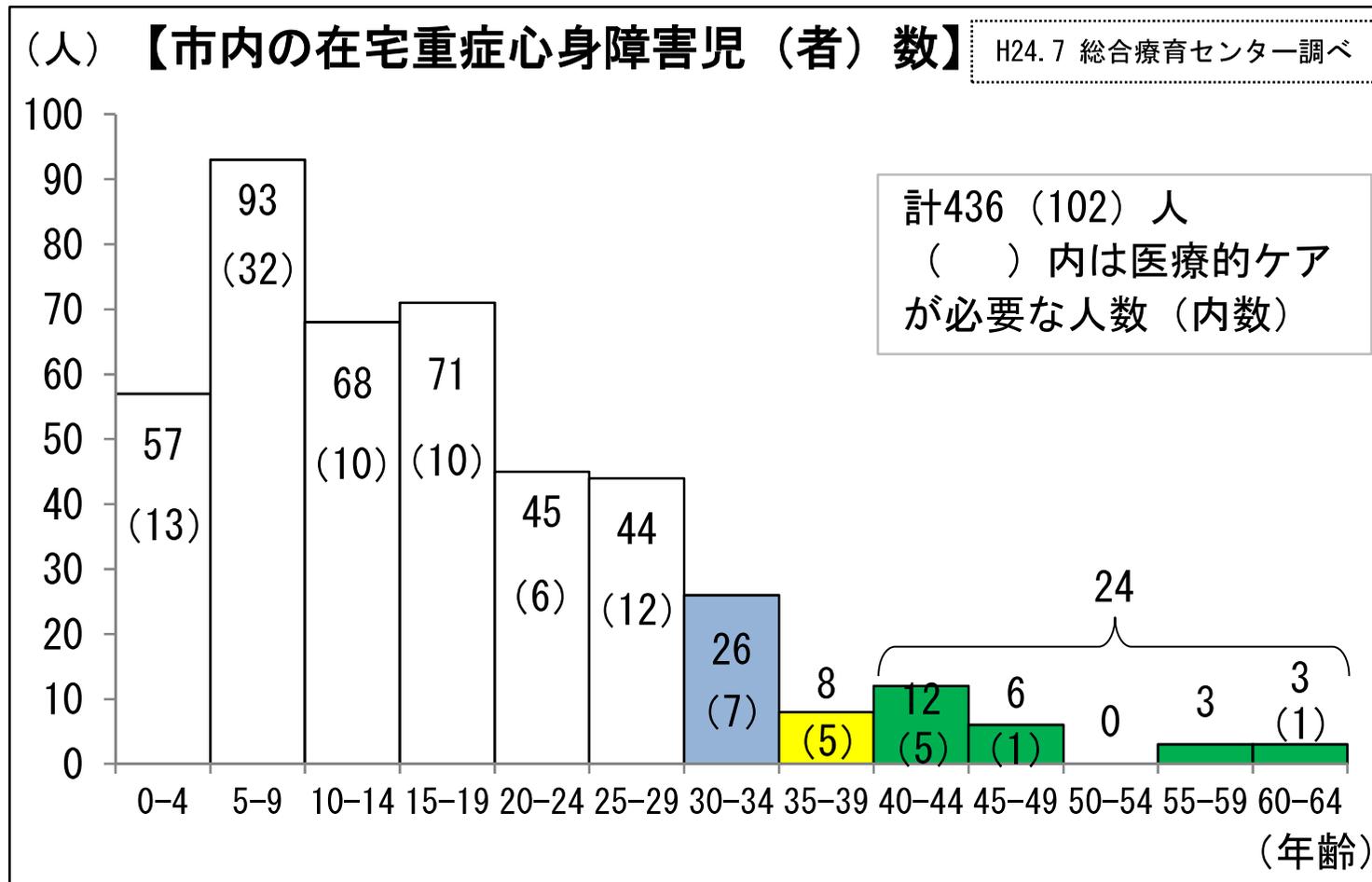
平成15年度15件 ⇒ 平成24年度95件



事業実施の背景③

(ウ) 在宅障害者の介護者の高齢化

下記グラフのうち、40歳以上の24人については、主たる介護者である親の年齢は60歳以上と考えられ、今後、在宅での介護が困難になると推測される。なお、平成29年度には現在35～39歳の8人が40歳以上となり、平成34年度にはさらに現在30～34歳の26人が40歳以上となる。



事業実施の背景④

2 総合療育センター再整備検討の経緯・背景

時期	内容
平成22年10月	「北九州市総合的な療育のあり方検討会」での提言 ・総合療育センターの機能充実のため、病棟・外来等の施設の整備等について検討するようにとの提言
平成24年2月	「北九州市障害者支援計画」の策定 ・今後の総合療育センターの組織や機能の充実について、改築等の施設整備を含めた検討を行う。
平成24年4月	総合療育センターの再整備について、本格的な検討に着手
平成25年2月18日	「総合療育センター再整備基本方針」の公表
平成25年7月	「総合療育センター再整備基本計画」の検討に着手 ・基本計画のとりまとめ 有識者や利用者等からの意見や提案を参考とするため、総合療育センター再整備基本計画等アドバイザー会議を計4回開催 (平成25年8月～平成26年2月) ・移転予定地の測量、既存建物の解体
平成26年3月14日 ～4月14日	「総合療育センター再整備基本計画（案）」に対するパブリックコメントの実施 ・20人（3団体）から50件の意見
平成26年5月8日	パブリックコメント結果の公表
平成26年5月23日	「総合療育センター再整備基本計画」の公表

事業内容

◆機能の強化

障害児（者）の医療・福祉ニーズの多様化・拡大化への対応

- ・病床の増設

100床（うち短期入所20床）⇒165床（うち短期入所30床）

- ・診療科の充実（診療科11科⇒13科）

児童精神科、婦人科を新設

- ・診察室の増設

9室⇒21室（予定）

◆施設整備計画

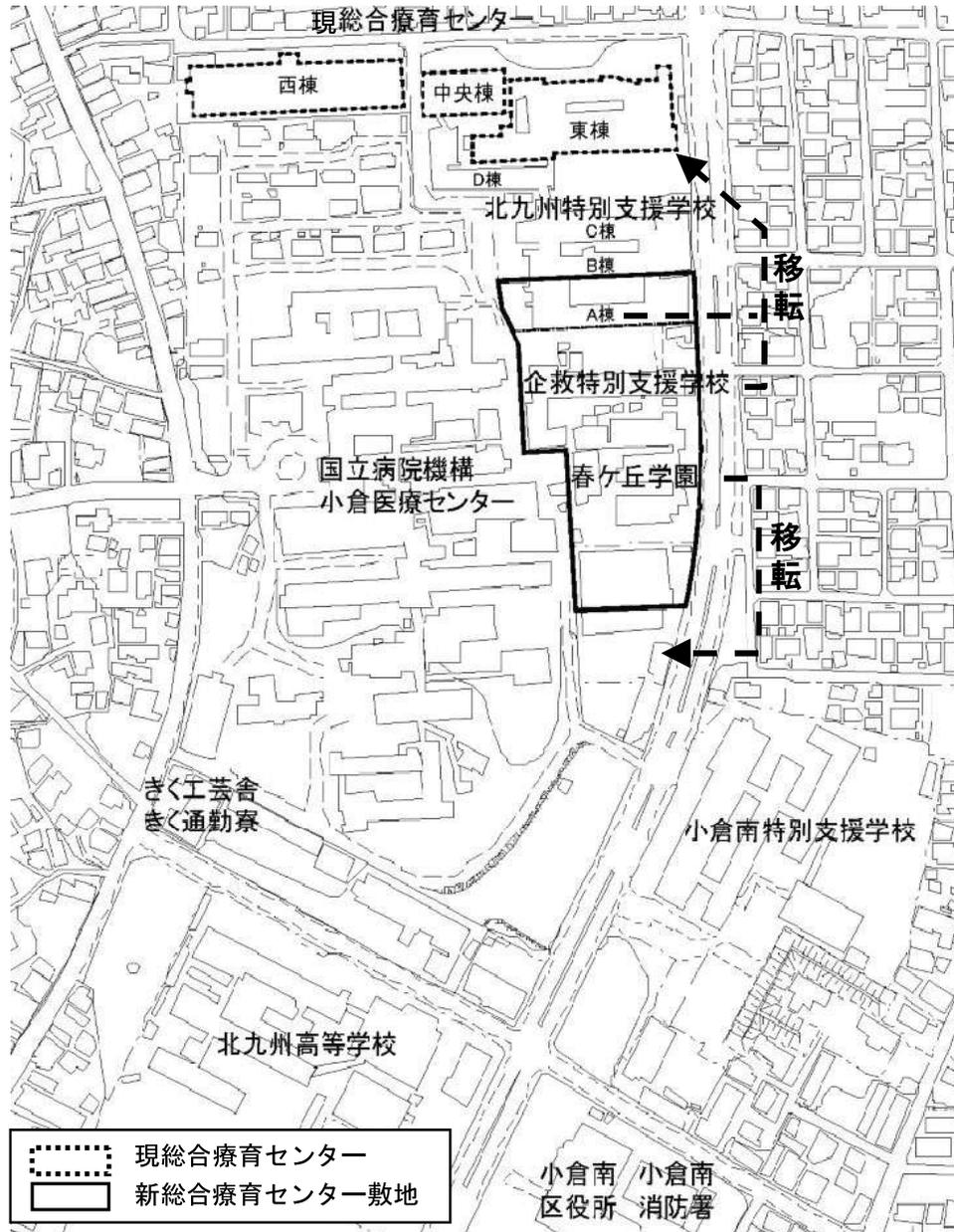
施設の老朽化・狭隘化への対応

- ・延床面積 約18,400㎡（4階建てを想定）

- ・駐車場 150～160台

建設予定地・施設配置イメージ

【建設予定地】



【建設予定地の確保について】

- 春ヶ丘学園(市が民間に譲渡した障害福祉サービス事業所)を南側に移転建替え
 - 企救特別支援学校(一部)及び北九州特別支援学校(A棟)の機能を現センター等を活用して移転整備
- することにより、土地(市有地)を確保
※13,265.52㎡

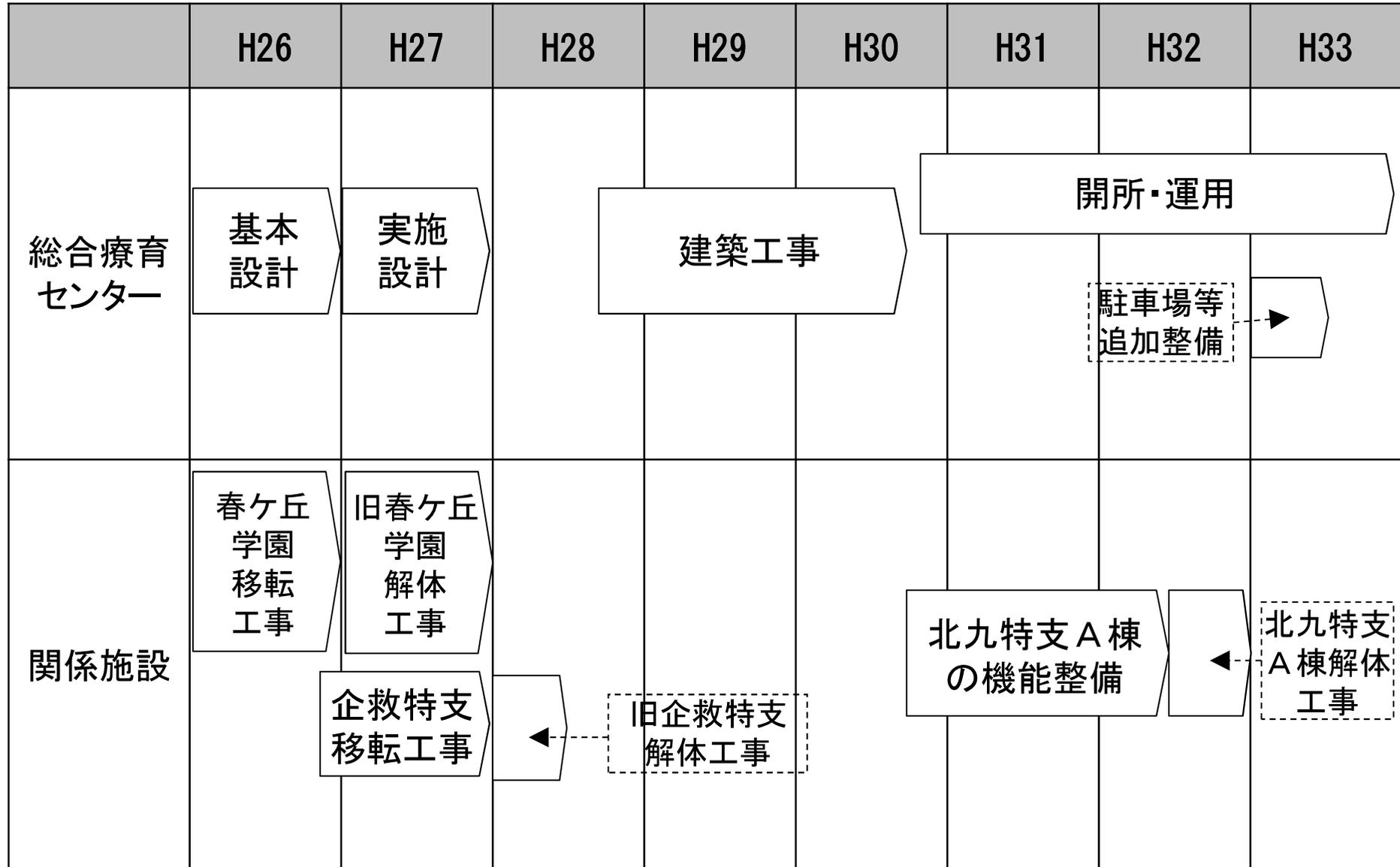
【施設配置イメージ】



※平成26年8月時点のイメージ

総合療育センターの整備スケジュール

◆平成30年度の開所を想定



事業費

◆全体事業費（H25～33）：9,589百万円

（単位：百万円）

コスト	合計	H25	H26	H27	H28	H29～
事業費	9,589	66	54	192	1,824	7,453
建設 工事費	7,140	0	0	0	1,755	5,385
医療機器 備品費	1,316	0	0	8	6	1,302
情報 システム費	712	0	0	13	13	686
その他経費	421	66	54	171	50	80
財源内訳						
一般財源	991	48	31	22	21	869
国庫支出金	1,050	0	23	86	902	39
県支出金	0	0	0	0	0	0
地方債	7,548	18	0	84	901	6,545
その他	0	0	0	0	0	0

※国庫支出金は社会資本整備総合交付金を活用

事業の目標

	成果指標名	基準	目標
目標 1	1 日平均外来患者数の増加	平成 2 5 年度 2 4 5 人	平成 3 3 年度 3 0 0 人
	【指標設定理由】 診療科の新設（児童精神科、婦人科）など、診療体制の充実を図り、受け入れ可能な外来患者数を増加させることで、新規外来受診の待機期間（1～4ヶ月）の改善を図ることができるため。		
目標 2	1 日平均入所・入院者数の増加（短期入所を除く）	平成 2 5 年度 7 5 人	平成 3 3 年度 1 2 5 人
	【指標設定理由】 増床により、入所・入院者数を増加させることで、今後数年内に入所する必要性が非常に高くなる状況にある重症心身障害児（者）を受け入れることが可能となるため。		
目標 3	新施設における指定管理料の縮減	平成 2 5 年度 約 2. 2 億円	平成 3 4 年度 0 円
	【指標設定理由】 新施設では、診療体制の充実や病床（入所・入院）の増設などにより、医療費収入や福祉収入の増加が見込まれており、開設後 3 年が経過する平成 3 3 年度中に、成果指標である 1 日平均外来患者数 3 0 0 人及び 1 日平均入所・入院数 1 2 5 人を達成することにより、平成 3 4 年度を目途に、収入として指定管理料を見込まずとも、事業収支の黒字化を達成することが可能となるため。		

管理・運営計画

◆管理運営方法

指定管理者制度による運営（現行と同様）

◆収支予測

◎現施設（平成25年度実績）

年間約2.2億円の指定管理料を収入とすることで、事業収支の黒字化を達成。

建替え後

◎新施設（平成34年度目標）

成果指標を達成することにより、収入として指定管理料を見込まずとも、
事業収支の黒字化を達成。

事業の必要性①

1 総合療育センターの現状と課題

(ア) ニーズの多様化・拡大化

重症心身障害児(者)や発達障害児(者)の増加や、介護者の高齢化が進んでいる。

【重症心身障害児(者)の一日平均入所数(全体に占める割合)】

平成5年度 27.3人(42%) ⇒ 平成23年度 63.3人(84%)

【新規外来受診者数】

平成15年度 900人 ⇒ 平成24年度 1,537人

【発達障害新患数】

平成15年度 280人 ⇒ 平成24年度 611人

(イ) 施設の老朽化の状況

- ・開設後35年以上が経過しており、老朽化が著しい。
- ・西棟の西側部分が病院施設としての耐震基準を満たしていない。
- ・平成21年度から25年度の間で、約1億4,100万円の修繕費用が発生。

(ウ) 施設の狭隘化の状況

- ・診察室が不足していたり、病室が狭い等、施設全体の狭隘化が進んでおり、利用者の増加や多様化、拡大化するニーズへの対応が困難になってきている。(外来の待機期間：整形外科 最大約1ヶ月待ち、小児科 最大4ヶ月待ち)

(エ) 駐車場の状況

- ・現在は約110台の駐車スペースを確保しているが、外来と通園の利用者が重なる時間帯(10:00~14:00)は、駐車場が不足する状況が発生している。

事業の必要性②

2 市民意見等の把握について

(ア) 利用者アンケート等の調査結果

平成24年度にセンター利用者へのアンケート調査（有効回答数281件）とグループヒアリング（重症心身障害児の家族を対象に2回）を実施した。

(イ) 総合療育センター再整備基本計画等アドバイザー会議の実施

有識者や施設利用者等からの意見や提案を聴取し、計画策定等の参考とするため、計4回開催した。（平成25年8月・11月、平成26年1月・2月）

(ウ) 北九州市障害福祉団体連絡協議会との意見交換会の実施

市内の主な障害関係団体が加盟する同協議会との意見交換会を計2回開催した。（平成25年8月・12月）

(エ) 再整備基本計画に対するパブリックコメントの実施

- ・意見募集期間：平成26年3月14日～4月14日
- ・提出者数：20人（3団体を含む）
- ・提出意見数：50件



以上のとおり、施設の再整備にあたっては、多様な方法により、市民意見等の把握に努めている。

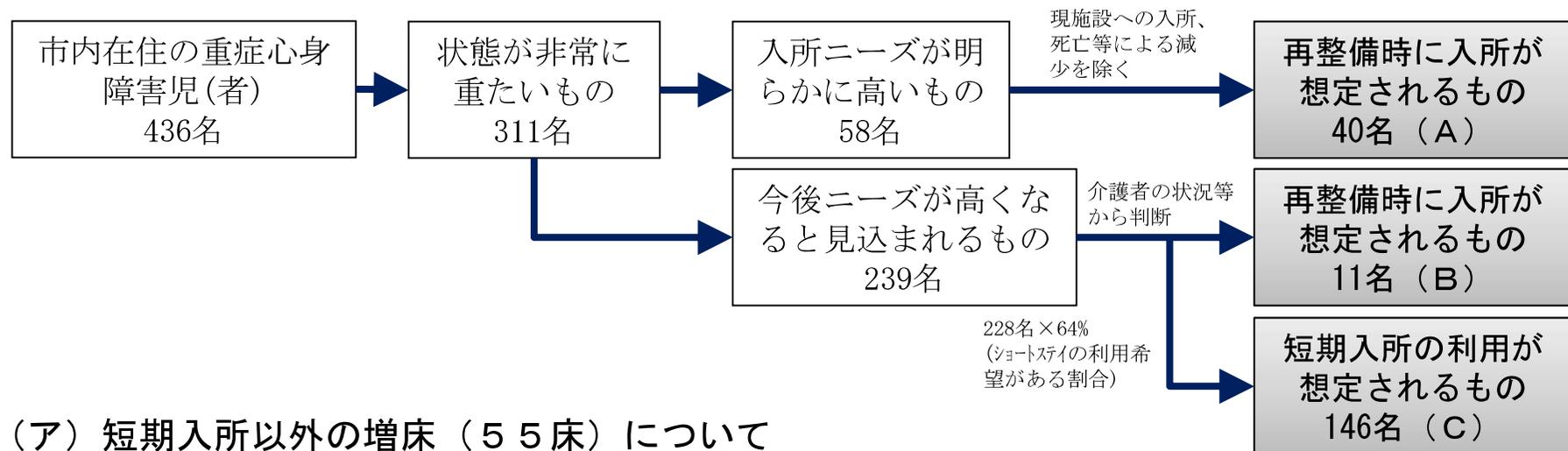
事業の必要性③

3 将来需要

◆最近の社会情勢

今後も、医療の進歩等に伴い、重症心身障害児（者）数は増加していくとともに、介護者の高齢化も一層進むものと考えられる。

◆病床数の算定根拠（100床（うち短期20床）⇒165床（うち短期30床））



（ア）短期入所以外の増床（55床）について

上記（A）と（B）に加え、さらに、市内に空きがないため、市外・県外の施設に入所している115名のうち、新施設への入所を希望する障害児（者）に対応するため、数床（4床）確保している。

よって、これらを合算すると55床の増床が必要となる。

（イ）短期入所の増床（10床）について

上記（C）の利用頻度を月3回程度と想定し、必要ベッド数を積算すると約30床となるため、10床の増床が必要となる。

事業の有効性①

1 直接的効果

◆入所ニーズへの対応

病床の増床により、入所へのニーズが明らかに高い重症心身障害児（者）の受け入れを行うことが可能となる。

◆待機期間の改善

診療科の新設（児童精神科・婦人科）や診察室の増設等、診療体制の充実を図ることにより、新規外来受診の待機期間（1～4ヶ月）の改善につながる。

◆重症化の防止促進

病床の増床や診療体制の充実等により、これまで以上に早期診断・早期治療が可能となり、重症化の防止を促進できる。

◆駐車場の利便性向上

150～160台程度の駐車スペースを確保し、駐車場の不足を解消するとともに、一部を立体駐車場とすることにより、雨天時の利便性も向上する。

事業の有効性②

2 副次的効果

◆指定管理料の縮減

診療体制の充実や病床の増設により、平成34年度までには、収入として指定管理料を見込まずとも、事業収支の黒字化を達成できる。

◆医師の確保

施設のリニューアルや病院機能の強化等により、医師にとって魅力的な施設となることで、医師の確保につながる。

◆雇用の創出

再整備に伴い、新たに医師や看護師、介護福祉士等約60名のスタッフの確保が必要となり、雇用の創出につながる。

事業の経済性・効率性・採算性①

1 事業規模

平成23年度～平成24年度に基本計画または基本設計を行った他都市の類似施設と比較した結果、事業規模は概ね適当である。

※建設工事費と延床面積の他施設との比較表

施設名	建設工事費 (千円)	㎡単価 (千円)	延床面積	主要部門別比較									
				外来				病棟			通所		
				面積	科目	診療 件数	1診療当り の面積	面積	病床数	1病床当りの 病棟面積	面積	定員	1人当りの 面積
新・総合療育センター ※主に障害児が対象	7,140,000	388	18,400	2,400	13	300人/日	8.0	7,200	165	43.6	1,400	65	21.5
他施設状況：平均		389					8.8			44.1			21.6
A 県立センター ※2012年基本計画策定 (2013年基本設計完了) ※主に障害児が対象	4,813,600	370	13,000	1,100	3	160人/日	6.9	5,300	110	48.2	60	5	12.0
B 県立センター ※2012年基本設計完了 ※障害児・者どちらも対象	7,400,000	400	22,331 ※新築部分 18,500	1,887	12	300人/日	6.3	8,713	202	43.1	1,537	70	22.0
C 県立センター ※2011～12年基本計画策定 (2014年基本設計完了) ※主に障害児が対象	10,600,000	442	24,000	1,163	10	80人/日	14.5	9,938	260	38.2	1,882	70	26.9
D 県立センター ※2012年基本計画策定 (2014年基本設計完了) ※主に障害児が対象	4,085,000	346	11,809	1,304	9	175人/日	7.5	2,821	60	47.0	901	35	25.7

事業の経済性・効率性・採算性②

2 民間活力活用の検討

◆ P F I 事業における病院施設の失敗例

- ・ 近江八幡市立総合医療センター（滋賀県近江八幡市） ⇒平成21年3月 契約解除
- ・ 高知医療センター（高知市） ⇒平成22年3月 契約解除

◆ 採用しない理由

（ア）長期の経営見通しが困難

診療報酬の改定や、変化が著しい医療技術の進歩などの変動要素をあらかじめ見込んだリスク分担やランニングコストを想定し、状況に応じて柔軟に見直しを行うことは、長期契約を結ぶP F Iにおいては困難である。

（イ）管理主体の複層化による行政側のリスクの増加

病院の場合、医療行為本体は医療法上、民間企業には委託できないため、医療部門などの赤字体質となる部分をP F I事業者（S P C）に委ねることができず、管理や調達部門などの黒字化しやすいところで、医療部門の赤字を補填することができなくなる。

したがって、医療部門と福祉部門での赤字リスクを全て行政が担うことになり、P F I事業のメリットがない。



上記の代表的な失敗例から行政側のデメリットが洗い出されており、医療部門を含めた包括的な発注ができるようになる（法改正が必要）までは、事業手法としてなじまない。

事業の熟度、環境・景観への配慮

1 建設予定地にある施設の関係者との調整

◆春ヶ丘学園

現在、移転予定地において建設工事に着手しており、平成27年3月末竣工、平成27年4月移転予定。そのため、現施設については、移転後の平成27年度中に、本市において解体する。

◆企救特別支援学校及び北九州特別支援学校

特別支援学校の所管である教育委員会と協議し、建設予定地の一部とすることで合意。ただし、上記施設の移転時期が遅れると本事業における建築工事の着工時期にも影響を及ぼす可能性がある。

2 環境・景観への配慮

◆環境への配慮

- ・省エネルギー、省資源化に努め、環境への負荷をできるだけ低減する施設とする。
- ・維持管理費が抑えられ、メンテナンスの容易な機器・材料を使用し、経済性・耐久性に優れた施設とする。

◆景観への配慮

- ・景観アドバイザー制度等を活用するなど、基本設計の段階から、専門家の意見を反映させることとしている。